

## 5 - 91 速度計等

### 5 - 91 - 1 装備要件

- (1) 自動車（最高速度 20km/h 未満の自動車及び被牽引自動車を除く。）には、運転者が容易に走行時における速度を確認でき、かつ、平坦な舗装路面での走行時において、著しい誤差がないものとして取付位置、精度等に関し、5 - 91 - 2 の基準に適合する速度計を運転者の見やすい箇所に備えなければならない。ただし、最高速度 35km/h 未満の大型特殊自動車及び農耕作業用小型特殊自動車にあつては、原動機回転計をもつて速度計に代えることができる。（保安基準第 46 条第 1 項関係）
- (2) 自動車（カタピラ及びそりを有する軽自動車、最高速度 20km/h 未満の自動車及び被牽引自動車を除く。）には、走行距離計を備えなければならない。ただし、最高速度 35km/h 未満の大型特殊自動車及び農耕作業用小型特殊自動車にあつては、原動機運転時間計をもつて走行距離計に代えることができる。（保安基準第 46 条第 2 項関係）

### 5 - 91 - 2 性能要件

#### 5 - 91 - 2 - 1 テスタ等による審査

5 - 91 - 1 (1) の速度計の指度は、平坦な舗装路面での走行時において、著しい誤差のないものでなければならない。この場合において、テスタ等その他適切な方法により審査したときに、自動車の速度計が 40km/h（最高速度が 40km/h 未満の自動車にあつては、その最高速度）を指示した時の運転者の合図によって速度計試験機を用いて計測した速度が次に掲げる基準に適合しないものは、この基準に適合しないものとする。（細目告示第 226 条第 1 項第 2 号関係）

最高速度が 40km/h 以上の自動車にあつては、次の基準に適合するものであること。

ア 二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車並びにカタピラ及びそりを有する軽自動車以外の自動車にあつては、計測した速度が 31.0km/h 以上 42.5km/h 以下の範囲にあるもの

イ 二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車並びにカタピラ及びそりを有する軽自動車にあつては、測定した速度が 29.1km/h 以上 42.5km/h 以下の範囲にあるもの

最高速度が 40km/h 未満の自動車にあつては、次の基準に適合するものであること。

ア 二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車並びにカタピラ及びそりを有する軽自動車以外の自動車にあつては、計測した速度が次式に適合するものであること。

$$10(V_1 - 6) / 11 \leq V_2 \leq (100 / 94) V_1$$

この場合において、

$V_1$  は、自動車に備える速度計の指示速度（単位 km/h）

$V_2$  は、速度計試験機を用いて計測した速度（単位 km/h）

イ 二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車並びにカタピラ及びそりを有する軽自動車にあつては、計測した速度が次式に適合するものであること。

$$10(V_1 - 8) / 11 \leq V_2 \leq (100 / 94) V_1$$

この場合において、

$V_1$  は、自動車に備える速度計の指示速度（単位 km/h）

$V_2$  は、速度計試験機を用いて計測した速度（単位 km/h）

#### 5 - 91 - 2 - 2 視認等による審査

- (1) 5 - 91 - 1 (1) の速度計は、取付位置、精度等に関し、視認等その他適切な方法により審査したときに、運転者が容易に走行時における速度を確認できるものでなければならない。こ

の場合において、次に掲げるものは、この基準に適合しないものとする。（細目告示第226条第1項第1号関係）

速度がkm/hで表示されないもの

照明装置を備えたもの、自発光式のもの若しくは文字板及び指示針に自発光塗料を塗ったもののいずれにも該当しないもの（保安基準第56条第1項の自動車であって昼間のみ運行するものを除く。）、又は運転者をげん惑させるおそれのあるもの

デジタル式速度計であって、昼間又は夜間のいずれにおいて十分な輝度又はコントラストを有しないもの

速度計が、運転者席において運転する状態の運転者の直接視界範囲内にないもの

(2) 次の各号に掲げる速度計であって、その機能を損なうおそれのある損傷のないものは、(1)の基準に適合するものとする。（細目告示第226条第2項関係）

指定自動車等に備えられている速度計と同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられた速度計

法第75条の2第1項の規定に基づく装置の指定を受けた速度計と同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられた速度計又はこれに準ずる性能を有する速度計

5 - 91 - 3 欠番

5 - 91 - 4 適用関係の整理

4 - 91 - 4 の規定を適用する。